

令和8年6月2日

幼稚部保護者様

京都府立聾学校
校長 笹山 健次

警報発表時の措置について

暴風(雪)警報、いずれかの危険警報・特別警報が発表された場合、下記のとおりとします。

なお、それ以外の警報でも通学に支障がある場合は、自宅待機のうえ学校に連絡をしてください。

記

1 暴風(雪)警報、いずれかの危険警報・特別警報発表時の措置について

ニュース・天気予報 (午前7時)	措 置
① <u>京都市</u> 又は <u>自宅</u> の区域に 暴風警報発表中の場合 いずれかの危険警報が発表中の場合 ※京都市又は自宅の地域	その日は終日自宅待機してください。 翌日、午前7時までに暴風(雪)警報、もしくはすべての危険警報が解除されたら登校してください。
② <u>京都市</u> 又は <u>自宅</u> の区域に 特別警報が発表されている。	その日は終日自宅待機してください。 翌日、午前7時までに <u>すべての警報が解除されたら</u> 登校してください。

2 登校中に暴風警報・特別警報が発表された場合について

校内災害対策本部において、速やかな状況判断の上、在校する幼児の安全策を講じます。

3 その他

警報発表の有無に関わらず、通学経路において道路の冠水や交通障害などの危険が予測される場合は、学校に連絡し、自宅待機してください。

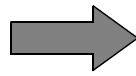
- 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」、「警戒レベル5相当」の情報は「特別警報」として発表されます。
- 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります(変更例:洪水警報⇒氾濫危険警報など)。

午前7時

「京都市」に

「暴風警報」又は

「危険警報（氾濫・大雨・土砂災害）」



自宅待機

「特別警報」発表

※居住地に発表されたときも、
自宅待機して、避難を優先する行動をしてください。